

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること

提案団体

階上町、八王子市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当町では、町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってしてもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。

【制度改正の必要性】

上記事例にあつては、後日、滞納者から当町へ転出届が提出されたため所在を特定することができたが、所在特定までおよそ7か月を要すこととなった。

【懸念の解消策】

国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員等から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報に関するガイドラインの解説」で明確化する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

滞納者等が住民票を移動させずに転出している場合であっても、実生活に必要性の高い郵便物については転居届の手続きを行っている可能性が高く、郵便の転送情報の提供を受けることにより滞納者等の所在をより円滑に把握することができ、該当者と速やかに接触できるようになるため、滞納整理事務の効率化と直接交渉による納税の履行につながる。

根拠法令等

国税徴収法第146条の2
地方税法第20条の11
個人情報の保護に関する法律第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、栃木県、前橋市、高崎市、福井市、山梨県、長野県、上田市、三島市、御殿場市、半田市、豊田市、名張市、宇陀市、山陽小野田市、香川県、高松市、長崎市、山鹿市

○当市においても、住民票を移動させず、市内別住所へ転居又は市外へ転出していると思われるケースが存在する。居住実態がないのに郵便物は返戻とならないため、郵便局へ転送先照会依頼を実施しても個人情報のため回答不可とされる。検索や訪問等により、本人の現状確認や、滞納税の徴収の可能性も捨てきれないことから、郵便の転送情報の提供を受けることにより、該当者との接触可能性を高め、今後の方針を早期に立てることにより、事務の効率化と納税の履行につながると思う。

○当県においても同様の事例があるため、郵便の転送情報の提供を受けることにより、滞納整理事務の効率化等につながると見込まれる。

○当市でも同様の事例がある。所管郵便局に対し転送先の住(居)所の照会をしたが、「郵便法第8条の規定により回答不可」とされた。また「転居届の有無及びその記載内容について、届出人(代理人を含む)からの照会には可能な範囲で回答するが、その余は法定に基づく照会であっても、回答は差し控えることとしている」と申し添えがされた。本人に何らかの事情がある、又は意図的に住民票の異動届をせず、郵便局へのみ届出している場合、郵便は届くが滞納解消には至らないことがある。住民票の異動をすることなく、本人確認が必要な手続きや、財産形成等を継続することができる状態となっている。生活の実態がある住(居)所を把握することは、滞納者との接触や、調査、処分に欠かすことができない。転送届の有無、転送先情報は、滞納整理事務に重要な情報であり、事務の効率化につながる。

○追跡調査の可能性が広がることにより、速やかに交渉を進めることが可能になることから、有効であると思う。

各府省からの第1次回答

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)第13条第10項においては、「事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。」と規定しています。

これに関し、同ガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において「法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる」としており、御提案の滞納者等の所在把握のための郵便の転送情報の提供については、慎重に対応すべきと考えています。